

長期モニタリング計画 評価の方針

1. 背景

- ・H29-H30 の2カ年で、長期モニタリング計画の見直しを完了（H31.4改訂）。
- ・改訂した長期モニタリング計画に基づき、8つの評価項目の評価及びこれらの総合評価について、本計画の終期である令和3年度（2021年度）中の完了を目指す。
- ・令和元年度は、評価に係る作業手順等を検討し、確定次第、作業に着手する。

2. 評価項目の評価の基本的進め方

①平成29年度の「中間総括評価」及びその後の調査結果等を用いて、評価項目ごとに、個別モニタリング項目を評価（長期モニタリング計画 別表3参照）。

※個別項目の毎年の評価は可能な範囲で継続しつつ、当面は評価項目の評価を優先。

②評価項目ごとに、対応する個別モニタリング項目の評価を総括し、統一様式の評価シートにより「評価項目の評価案」を作成。令和2年度中のとりまとめ完了を目指す。

※評価案の作成は各WG等で分担する（下表）。多数のWG等が評価案の作成に関わる評価項目は、各WG等での議論を踏まえ事務局間で調整し評価案をとりまとめる。

③「評価項目の評価案」は、科学委員会で確認し、最終評価として決定する。

<評価項目の評価案とりまとめ主体>

評価項目	評価案のとりまとめ主体
I 特異な生態系の生産性が維持されていること。	海域WG
II 海洋生態系と陸上生態系の相互関係が維持されていること。	事務局
III 遺産登録時の生物多様性が維持されていること。	事務局
IV 遺産地域内海域における海洋生態系の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業が両立されていること。	海域WG
V 河川工作物による影響が軽減されるなど、サケ科魚類の再生産が可能な河川生態系が維持されていること。	河川AP
VI エゾシカの高密度状態によって発生する遺産地域の生態系への過度な影響が発生していないこと。	エゾシカ・ヒグマWG
VII レクリエーション利用等の人為的活動と自然環境保全が両立されていること。	適正利用・エコツーリズムWG
VIII 気候変動の影響もしくは影響の予兆を早期に把握できること。	事務局

3. 総合評価書

- ・全8評価項目の評価案が科学委員会で決定される段階で、科学委員長と事務局により「総合評価書」の案を作成（個々の評価項目の評価を更に要約し、簡潔にまとめる）。
- ・総合評価書は、その案を科学委員会で議論した上で、地域連絡会議からの意見聴取等を行って完成させる（令和3年度（2021年度）までに）。

4. 地域関係者の意見等の反映

- ・各WG等での議論の段階で、地域関係者に適宜参加いただくことも可能。
- ・科学委員会で了承された総合評価書は地域連絡会議で説明し、総合評価書又は世界遺産地域の管理に対する意見などを聴取し、必要に応じて総合評価書に付記。

5. 評価結果の取扱い

- ・評価結果は、知床世界自然遺産地域の住民を含め、広く一般に公表・発信する。
（※このため、評価は可能な限り平易かつ視覚的にわかりやすい表現とする。）
- ・評価結果及び評価の過程で得られた助言等は、令和4年度開始となる「第2期長期モニタリング計画」の策定及び今後の世界遺産管理計画の改訂の際に活用する。

6. 想定スケジュール

	H31/R1 (2019)				R2 (2020)				R3 (2021) ※長期モニタリング計画(第一期)終了				
	WG等①	科学委員会①	WG等②	科学委員会②	WG等①	科学委員会①	WG等②	科学委員会②	WG等①	科学委員会①	WG等②	科学委員会②	地域連絡会議②
評価の方針 (進め方等)	検討→	→	→	決定									
評価項目の 評価案				事務局 検討	評価案 検討	→	→	評価 決定					
総合評価書								事務局 検討	評価案 検討	→	→	評価 決定	意見聴取 →完成・公 表
第二期 長期モニタ リング計画								策定方針 の検討・ 決定	→	第二期計 画(案)の 検討	→	第二期計 画(案)の 決定	報告

長期モニタリング計画 評価項目の評価に関する作業方針

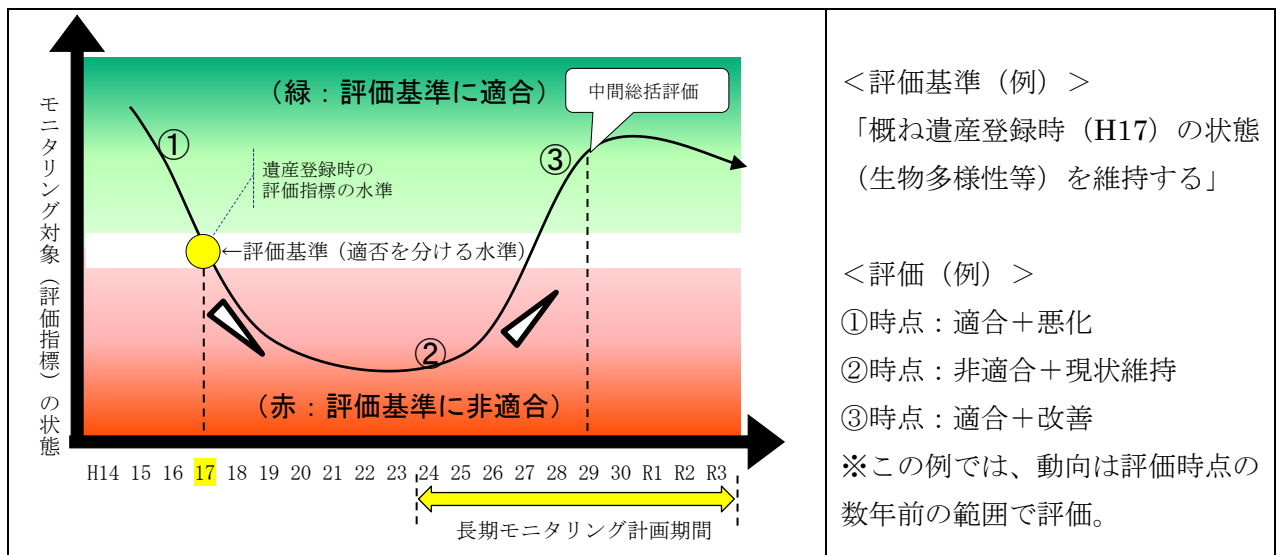
(1) 37 個別モニタリング項目の最新評価

- ・平成 29 年度「中間総括評価」に倣い、長期モニタリング計画に基づき蓄積された各種モニタリングデータにより、各 WG 等で評価。
- ・「中間総括評価」後の最新データや、本計画策定（H24.2）以前のデータも適宜活用。

<個別モニタリング項目の評価の考え方>

- ・個別モニタリング項目の評価基準に基づき、以下 2 点を組み合わせて評価。
 - モニタリング対象（評価指標）の評価時点における状態「適合／非適合」
 - モニタリング対象（評価指標）の一定期間における動向「改善／現状維持／悪化」

【個別モニタリング項目の評価に係る概念図】



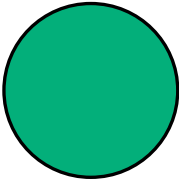
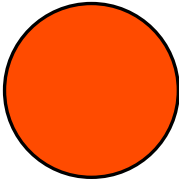
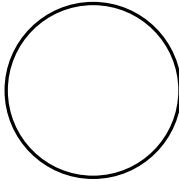
<動向の評価対象とする期間の考え方>

- ・「改善」、「悪化」等の動向の評価は、長期モニタリング計画の始期である平成 24 年度以降のモニタリング結果を用いることを基本とする。
- ・ただし、調査が数年間隔であるモニタリングや計画策定以前から継続しているモニタリングもあることから、評価対象期間はこれらの状況を勘案し、各 WG 等で決定。



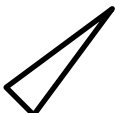

＜個別モニタリング項目の評価結果の表現＞

- ・評価項目の評価シート作成にあたり、個別モニタリング項目の評価結果（状態・動向）は、「生物多様性総合評価報告書（JB02）」の例を参考に、視覚的にわかりやすい表現とする。
- ・色覚の多様性に配慮し、「カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット ガイドブック（第2版）」に基づく配色とする。


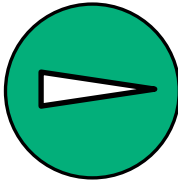
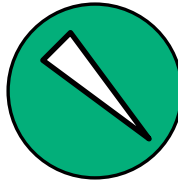
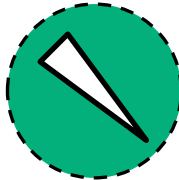

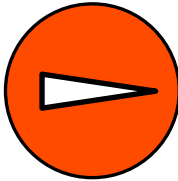
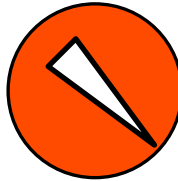
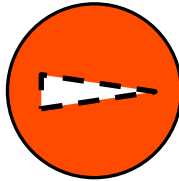
■ 「状態」の評価の表現

評価基準に適合	評価基準に非適合	モニタリング未実施 (適否判断不可)
		

■ 「動向」の評価の表現


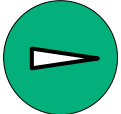


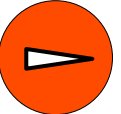
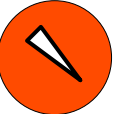
悪化	現状維持	改善	情報不十分の場合は 破線 (例)
			

■ 個別モニタリング項目の評価結果の表現パターン

評価基準に適合 +改善	適合+現状維持	適合+悪化	<他の例> 適合(情報不十分)+悪化
			
評価基準に非適合 +改善	非適合+現状維持	非適合+悪化	<他の例>非適合+現状 維持(情報不十分)
			

(2) 個別モニタリング結果の数値化（評価値の決定）

- ・個別モニタリング項目の評価結果を、下表の考え方を目安に、「評価値」として1～5の範囲で数値化。

個別項目の 評価結果						
	適合 改善	適合 現状維持	適合 悪化	非適合 改善	非適合 現状維持	非適合 悪化
評価指標の 状態	問題のない状態 (目指すべき状態)		大きな問題があるとは 言えない状態 (注視すべき状態)		問題のある状態 (状況改善のため対策を 検討すべき状態)	
評価値の 目安	5		4	3	2	1
	※状態・動向の程度等を勘案し決定					

※モニタリング未実施により評価不可能な場合、評価値は「1」とする。

※評価基準がない個別項目（基礎情報としての項目や評価基準の設定が困難な項目）は、数値化しない（必要なモニタリングが実施されているかのみ確認）。

※評価基準（評価指標）が複数設定されているモニタリング項目や、評価に必要なデータが不十分な場合等、単純な数値化が困難な場合は、担当WG等で議論して評価値を決定（例えば、情報不足の場合は「-1」など）。

(3) 評価項目の評価案の作成

- ・評価案の作成にあたっては、統一様式の評価シートを用いる。
- ・評価シートには、評価項目に対応する個別モニタリング項目の評価資料を添付する。

<評価項目の評価シートの構成>

- ・総評（評価値とその解釈）
 - ※評価値は、個別モニタリング評価の平均値。その解釈は（2）表の「評価指標の状態」欄に準じて記載。
- ・評価項目に対応する個別モニタリング項目の評価（状態・動向を記号化）
- ・評価（総評）に至った背景・理由、評価プロセス等
- ・遺産地域の管理施策に関する課題その他の特記事項
- ・今後の管理の方向性に関する意見等